

○「大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会」スケジュール案（平成27年度）

	大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会	開催 予定日
第 1 回	①会長及び副会長の選任 ②審議会の進め方について ③指定基準とその運用について（1） ④今後のスケジュールについて	5/1(金) 14:00～
第 2 回	①指定基準とその運用について（2） ②今後のスケジュールについて	5/22(金) 14:00～
5 月 下 旬	『大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を 受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する 条例施行規則』公布 『指定NPO法人制度の手引』（仮称）を公表	
6 月 1 日	『大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を 受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する 条例』施行 『大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を 受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する 条例施行規則』施行	
第 3 回	6月末までに条例指定の申出があった法人 ①条例指定申出NPO法人について	7/17(金) 14:00～
9 月 下 旬 ～ 10 月 下 旬	9月議会に寄附金条例改正案を上程	
第 4 ～6回	7月から10月末までに条例指定の申出があった法人 ①条例指定申出NPO法人について	第4回 9月__日 第5回 10月__日 第6回 11月__日
2 月 下 旬 ～3 月 下 旬	2月議会に寄附金条例改正案を上程	

※ 審議会を開催しない場合、原則、開催日の3週間前に連絡します。